

平成 18 年度社会保険庁広報実施計画

I. 基本的な考え方

社会保険制度の円滑な実施と国民の信頼の確保を図るため、効率的・効果的な広報に努めつつ、社会保険制度の意義・役割・有利性・信頼性や、社会保険庁改革（国民サービスの向上のための取組、保険料収納に関する取組等）の進捗状況をわかりやすく伝える。

II. 広報の重点事項

1. 年金制度の理解と信頼のための広報

秋や年度末の年金広報、住民向け公開講座、学校での年金セミナーなど、各般にわたる広報に際し、以下の考え方を基本としつつ、創意工夫を凝らした広報を実施する。

(1) 公的年金の有利な仕組み

『国庫負担がある、物価上昇で給付額がスライドする、障害年金や遺族年金がある、税制上の優遇がある等』

(2) 公的年金の高い信頼性

『社会全体で支えることによる信頼性』

(3) 公的年金の意義・役割

『世代間扶養の支え合いの仕組み』

(4) 加入と保険料納付は義務

『負担能力に応じた公平な保険料負担のため、職権適用・強制徴収を実施』

(5) 社会保険庁改革の進捗状況

『国民の信頼を回復するための「組織改革」「業務改革」「職員の意識改革」の一体的な推進』

2. 国民サービス向上のための広報

(1) 年金相談の周知・普及

ホームページやリーフレット等により、年金相談サービスの利用を促進する。

- ① 月曜夜間及び第 2 土曜日の年金相談
- ② 予約及びファクシミリによる年金相談
- ③ ねんきんダイヤル

(2) 年金個人情報提供

ホームページ等により、年金個人情報サービスの利用を促進する。

- ① ID・パスワード認証方式によるインターネットを活用した年金個人情報提供の即時提供

- ② 年金見込額試算（50歳以上）
- (3) 住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施
 - ① 年金受給者の生存確認方法の変更等について、ホームページやリーフレット等により事前広報を行う。
 - ② 現況届が不要となった旨の通知及び住民票コードを登録することにより現況届が不要となる旨の通知を年金受給者に送付する。
- (4) 労働保険との徴収事務の一元化の推進
 - 社会保険・労働保険徴収事務センターの受付範囲拡大について、事業主に対しリーフレットにより広報を実施する。

3. 国民年金保険料の収納率向上のための広報

国民年金保険料の確実な向上を図るため、ホームページやリーフレット等により、保険料納付に関する広報を行い、納付促進を図る。

- (1) 保険料を納めやすい環境づくり
 - ① 口座振替制度並びに前納割引及び口座振替割引
 - ② コンビニ収納及び電子納付
 - ③ クレジットカードによる納付（カード会社による広報対応も要請）
- (2) 保険料を納付することが困難な方に対する取組
 - 低所得者の保険料の免除制度、学生及び若年者の納付猶予制度

4. 制度改正の周知のための広報

- (1) 16年年金制度改正等の施行
 - 制度改正の内容について、ホームページやパンフレット等により広報する。
 - ① 18年7月の多段階免除制度
 - ② 18年9月の厚生年金保険料の改定
 - ③ 19年3月の政管健保、船員保険の介護保険料率の改定
 - ④ 19年4月の離婚等した場合における厚生年金の分割、70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整
- (2) 社会保険庁改革二法案
 - 社会保険庁改革二法案の内容について、ホームページ等により広報する。
- (3) 医療保険制度改革
 - 医療保険制度改革の内容について、ホームページやチラシにより広報する。

5. その他の広報

- (1) 特別障害給付金
 - 特別障害給付金については、引き続き、市町村と連携し、ホームページやチラシにより広報する。
- (2) 届出の適正手続及び電子申請の利用促進
 - 届出の適正手続及びインターネットによる電子申請の利用促進を図るため、ホームページや算定基礎届説明会により広報する。
 - ① 事業主向け

- ・被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出等
 - ・健保・厚年の適用関係届書（6届書）についてのインターネットによる電子申請・磁気媒体（FD）の利用促進（オンライン利用促進のための行動計画に基づき、20年度までに25%）
- ② 個人向け
- ・国民年金加入手続、種別変更届等
 - ・インターネットによる電子申請の利用促進（市町村で受付される届書を除く）
- (3) 政管健保の保健事業等
政管健保の給付や健診・健康相談等の保健事業の取組について、ホームページに掲載するほか、被保険者に対しチラシにより広報する。
- (4) 日仏・日白社会保障協定（平成18年度中発効予定）
年金制度等の二重加入の防止及び年金加入期間の通算について、ホームページに掲載するほか、被保険者、事業主等に対しリーフレットや小冊子により広報する。

Ⅲ. 広報手段

1. 新聞、雑誌等による効果的な情報提供媒体の活用

- (1) テレビ、ラジオよりも、新聞（中央紙、地方紙）、雑誌、ポスター、ホームページ、市町村広報等の活用を中心とした広報
- (2) 広報目的や対象者（高齢者、若年者等）に応じた広報媒体の選定

2. 個別対応広報による情報伝達の推進

- (1) 年金の加入状況の個別通知
- (2) 学校での年金セミナー等
- (3) 住民向けの公開講座
- (4) 企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、社会保険大学の研修教材のホームページへの掲載
- (5) 年金相談や保険料納付督促時等における対応
- (6) 個別の苦情に対する適切な対応

3. 関係機関との連携

- (1) 市町村広報の活用など市町村との連携
- (2) 届書手続の促進などハローワークとの連携
- (3) 社会保険料控除額証明書（年金加入状況のお知らせ）や、年金と税金との関連など国税庁との連携
- (4) 大学等における学生納付特例制度に係る周知・広報など文部科学省との連携
- (5) 政府広報、厚生労働省の広報との連携
- (6) マスメディア（中央、地方）に対する積極的な情報提供

(7) 社会保険協会などの公益団体による広報活動との連携

4. 社会保険の理解者(サポーター)を通じた周知・理解の推進

社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士、フィナンシャルプランナー等に対する積極的な情報提供

IV. 本庁で実施する媒体広報

1. 年金集中広報

「秋の年金広報(年金月間)」と「年度末の年金広報」については、以下の基本的な考え方で実施する。(別紙1参照)

- (1) 保険料収納率の向上と制度改正内容のわかりやすい周知広報に努める
- (2) 広報媒体は、新聞等の活字媒体を基本とする
- (3) タレントを使用した広報は実施しない
- (4) 効果測定を行い、その後の広報の計画策定に反映させる

2. 社会保険庁ホームページの充実

社会保険庁ホームページは、利用者と情報量が年々急増し、有力な広報手段となっていることから、さらに内容を充実させ、リアルタイムな情報提供を実施する。

- (1) 年金被保険者向けの制度説明、手続関係情報の充実
- (2) 政管健保・厚生年金の事業主向け情報の充実
- (3) 政管健保の被保険者向け情報、保健事業の情報の充実
- (4) 社会保険庁改革の進捗状況の公表
- (5) 英語版ページの充実
- (6) 携帯電話版ページの充実(携帯各社のメニューに社会保険庁サイトを掲載)
- (7) 年金ネット番組の創設(動画により年金制度をわかりやすく解説)
- (8) キッズページの創設(社会保険制度について、子供にわかりやすく説明)

3. 年間広報スケジュール及び広報一覧

本庁で実施する広報媒体を用いた広報の年間計画は、年金保険については別紙2及び3、医療保険については別紙4及び5のとおりである。

V. 地方社会保険事務局で実施する媒体広報

1. 本庁一括作成するリーフレット類等と地方の創意工夫による独自作成

- (1) リーフレット、チラシ類は、原則として本庁で一括作成することとするが、地域ごとの事業実施に伴う広報など地域の実情に合わせて作成することが効果的・効率的なものに限り、地方社会保険事務局での個別作成とする。

- (2) 本庁で一括作成するリーフレット、チラシ等の種類や内容については、地方社会保険事務局からの意見要望を聴取し、今年度の実施に生かせるものは生かすとともに、今後の広報計画に反映することとする。
- (3) 各地方社会保険事務局が作成するリーフレット、チラシ等については、全国の地方社会保険事務局間で情報を共有し、より効果的な実施ができるようにしていく取組を行う。
- (4) リーフレット等の作成に当たっては、年金相談における「ねんきんダイヤル」、ID・パスワード認証方式によるインターネットを活用した年金個人情報提供及びインターネットによる電子申請の利用を積極的に促すこととする。

2. 適切な広報媒体の選択

地方社会保険事務局においては、限られた予算の中で、地域の実情に応じたより効率的かつ効果的と考えられる媒体を活用した広報を実施する。

- (1) 市町村の協力による広報
 - ・市町村広報誌への記事掲載、チラシの家庭配布等
- (2) 地域の大学の協力を得た広報（大学内へのポスター掲示など）
- (3) 地域交通機関を利用した広報
- (4) 新聞広告、折り込み広告
- (5) リビング紙への広告
- (6) その他地域特性のある広報
 - ・デパートや歩道橋の横断幕、金融機関等との協力によるチラシの配布やポスターの掲示、広報効果のあるイベントの活用等

3. 地方社会保険事務局ホームページの充実

- (1) 地方社会保険事務局ホームページを地域情報の発信媒体として活用する。
- (2) 前週の窓口混雑情報、年金相談の時間延長と休日開設のご案内、予約制による年金相談の実施など、少ない待ち時間で済むための情報を掲載する。
- (3) 地方社会保険事務局からのお知らせ、出張相談の日程、集合徴収の日程、地域広報誌、政管健保の保健事業の情報など、多様な地域情報を掲載する。

4. 広報計画及び実施報告の提出

各地方社会保険事務局においては、広報計画を策定後、速やかに本庁総務部総務課へ提出するとともに、実施後、速やかに当該広報の本庁所管課に報告するものとする。

VI. 年金局との連携

制度を企画立案する年金局と制度を実施する社会保険庁が相互に連携して年金広報を推進するとともに、社会保険庁は窓口や電話、ホームページ等に寄せられるお客様の苦情、御意見・御要望等について、年金局に対し適切に提供する。

平成18年度における年金集中広報について

	秋の広報	年度末の広報
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料収納率の向上と制度改正内容のわかりやすい周知広報に努める ・広報媒体は、新聞等の活字媒体を基本とする ・タレントを使用した広報は実施しない 	
主な広報 テーマ	(秋の年金広報 (年金月間)) <ul style="list-style-type: none"> ・納付促進 ・多段階免除制度に係る広報 ・社会保険料額控除証明書 (年金加入状況のお知らせ) に係る広報 	(年度末の広報) <ul style="list-style-type: none"> ・納付促進 (口座振替の促進・追納勧奨等) ・離婚分割、70歳以上被用者の老齢厚生年金の給付調整に係る広報
対象者	年金被保険者全般	年金被保険者全般
実施時期	平成18年10月～11月	平成19年2月～3月
効果測定	・効果測定を行い、次年度の広報の計画策定に反映させる	・効果測定を行い、次年度の広報の計画策定に反映させる

平成18年度 年金保険関係広報スケジュール

月	広報契機等	広報の概要
4月		①国民年金総合カタログ（平成18年度版） ②年金ネット番組の創設（ホームページ）
5月		③住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施に係る事前広報（ホームページ、リーフレット等）
6月	○算定基礎届説明会	④外国人の国民年金加入勧奨について（ホームページ） ⑤多段階免除制度（ホームページ・周知用チラシ） ⑥インターネットによる電子申請の利用促進 ⑦厚生年金の請求手続の周知（リーフレット）
7月	○免除申請 ○多段階免除制度施行 ○算定基礎日数の見直し	
8月		⑧9月の厚生年金の保険料率改定に係る周知用チラシ ⑨日仏・日白社会保障協定の実施に係る周知・広報（ホームページ） ⑩キッズページの創設（ホームページ）
9月	○厚生年金保険料率の改定	
10月	○住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施	⑪社会保険料控除証明書（裏面に年金加入状況のお知らせ）の周知（ホームページ、周知用チラシ） ⑫年金受給者への介護保険料特別徴収に係る周知（ホームページ） ⑬住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施による現況届省略等の通知
11月	○社会保険料控除証明書発送（裏面に年金加入状況のお知らせ）	秋の年金広報（年金月間） ・納付促進 ・多段階免除制度に係る広報 ・社会保険料控除証明書の発送に係る広報
12月		⑭日仏・日白社会保障協定の実施に係る周知・広報（ホームページ・リーフレット・小冊子）
18年1月		
2月		⑮学生納付特例制度の周知（リーフレット・ポスター） 年度末の年金広報 ・納付促進（口座振替の促進・追納勧奨等） ・離婚分割、70歳以上被用者の老齢厚生年金の給付調整に係る広報
3月	○16年法律改正（19年4月から） ・離婚をした場合における厚生年金の分割 ・70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入等	⑯厚生年金の制度改正の広報（パンフレット） ⑰国民年金保険料納付案内書同封用リーフレット

月	広報契機等	広報の概要
随時	○納入告知書の送付（同封する各種手続きの周知用リーフレット等への記載）	○住所変更届の届出励行 ○インターネットによる電子申請の利用促進
	○受給者への各種通知書の送付	○ねんきんダイヤルの利用促進
		○社会保険庁改革二法案

平成18年度 年金保険関係広報一覧

事項・広報媒体	広報時期	対象者	配布予定部数	配布方法	訴求ポイント
①国民年金総合カタログ	平成18年4月～	被保険者	約1,800千部	戸別訪問 ・窓口配布	国民年金制度全般の周知
②年金ネット番組の創設(ホームページ)	平成18年4月～	被保険者	—————	ホームページからアクセス	・年金制度の概要 ・各種手続き
③住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施に係る事前広報(ホームページ・リーフレット)	平成18年5月～	受給権者	約12,993千部	ホームページに掲載 現況届に同封	・生存確認方法の変更について
④外国人の国民年金加入勧奨について	平成18年6月～	外国人	—————	ホームページに掲載	・国民年金への加入に係る手続き方法 ・国民年金保険料の納付に係る手続き方法 ・各種基礎年金の解説 ・脱退一時金の説明
⑤多段階免除制度にかかる周知(ホームページ・周知用チラシ)	平成18年6月～	被保険者	未定 ※ 別途、必要部数を精査	ホームページに掲載 社会保険事務所 市町村窓口等	平成18年7月から実施される多段階免除制度の周知
⑥インターネットによる電子申請の利用促進	平成18年6月～	事業主 船舶所有者 被保険者 受給権者	—————	ホームページに掲載 算定基礎説明会	・電子申請の利用方法 ・磁気媒体届書作成プログラムを活用した電子申請
⑦厚生年金の請求手続の周知用リーフレット	平成18年6月～	厚生年金を請求しようとする者	約2,250千部	窓口配布 ・社会保険事務所 ・年金相談センター等	・老齢厚生年金の制度概要(種類、受給要件、計算式、必要書類、雇用保険との関係等)及び請求手続き ・障害厚生年金及び障害手当金の制度概要(受給要件、必要書類、障害等級、障害の程度が変わった場合等)及び請求手続き ・制度改正内容(離婚をした場合における厚生年金の分割、70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入) ・遺族厚生年金の制度概要(受給要件、受給できる遺族の範囲、必要書類等)及び請求手続き
⑧9月の厚生年金の保険料率改定に係る周知用チラシ	平成18年8月～	事業主等	約1,675千部	納入告知書に同封	・9月から保険料率が引き上げられること ・第3号届出に関する事項
⑨日仏・日白社会保障協定の実施にかかる周知・広報(ホームページ)	平成18年8月～	事業主 被保険者 受給権者	—————	ホームページに掲載	・協定の仕組みと手続きの概要

事項・広報媒体	広報時期	対象者	配布予定部数	配布方法	訴求ポイント
⑩キッズページの創設(ホームページ)	平成18年8月～	子供	_____	ホームページからアクセス	・社会保険制度の概要 (わかりやすい言葉で説明・文字を少なくし図解による説明)
⑪-1社会保険料控除証明書(年金加入状況のお知らせ)に関する事業主あて周知用チラシ	平成18年10月～	事業主	約1,675千部	納入告知書に同封等	社会保険料控除証明書(年金加入状況のお知らせ)の周知徹底
⑪-2社会保険料控除証明書発送(年金加入状況のお知らせ)	平成18年10月～	第1号被保険者	_____	ホームページに掲載	・社会保険料控除証明書について ・年末調整の手続方法 ・年内に保険料納入した場合には、社会保険料控除の対象となること(追納勧奨) ・年金加入状況のお知らせの解説について
⑫年金受給者への介護保険料特別徴収に係る周知について	平成18年10月～	介護保険料を徴収される年金受給者	_____	ホームページに掲載 市町村広報誌に掲載	・介護保険料の年金からの源泉徴収
⑬住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施による現況届省略等の通知	平成18年10月～	受給権者	約18,968千部	現況届に同封	・生存確認方法の変更について ・現況届が不要となった旨の説明 ・住民票コードを登録することにより現況届が不要となる旨の説明
⑭日仏・日白社会保障協定の実施に係る周知・広報(ホームページ・リーフレット・小冊子)	平成18年12月～	事業主 被保険者 受給権者	(リーフレット) 約160千部 (小冊子) 約9千部	ホームページに掲載 事業所へ送付 事務所の窓口を設置 大使館等へ配布	・二重加入防止の仕組み・手続き ・年金通算の仕組み・手続き
⑮学生納付特例制度の周知(リーフレット・ポスター)	平成19年2月～	学生	(リーフレット) 約2,000千部 (ポスター) 約20,000枚	大学・高等専門学校等の教育機関へ配布	・学生納付特例制度の概要
⑯厚生年金の制度改正の広報(パンフレット)	平成19年3月～	事業主等	約1,675千部	納入告知書に同封等	・制度改正内容(離婚をした場合における厚生年金の分割、70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入等)
⑰国民年金保険料納付案内書同封用リーフレット	平成19年3月～	第1号被保険者	約22,312千部	納付書に同封	・国民年金制度の概要等基本的な事項 ・保険料免除制度等の概要と手続き方法 ・納付案内書についての説明

平成18年度 医療保険関係広報スケジュール

月	広報契機等	制度の周知・啓発に係る広報	C型肝炎・エイズ予防対策に係る広報
4月			
5月			
6月			
7月			
8月		①医療保険制度改正の広報 (周知用チラシ) ②キッズページの創設 (ホームページ)	
9月	○定期的な被扶養者状況の確認	③健康保険のお知らせ (周知用チラシ) ④労働保険との徴収事務の一元化の推進のお知らせ (リーフレット)	
10月	○医療保険制度改正 (10月施行分)	⑤外国人向け制度周知 (リーフレット)	
11月			
12月			
18年 1月			
2月		②医療保険制度改正の広報 (リーフレット) ⑥介護保険料率の改定に係る周知(リーフレット) ・事業主用 ・任意継続被保険者用 ・船舶所有者用 ・疾病任意継続被保険者用 ・健康保険法第3条第2項被保険者を雇用する事業主用	⑦エイズ予防対策 (リーフレット)
3月	○介護保険料率の改定 3月施行; 一般、 任継前納 4月施行; 任継、 第3条第2 項被保険者 ○医療保険制度改正 (19年4月施行分)		⑧C型肝炎対策 (パンフレット)

平成18年度 医療保険関係広報一覧

区分	事項・広報媒体	広報時期	対象者	配布予定部数	配布方法	訴求ポイント
1 制度の周知・啓発に係る広報	①-1 医療制度改正に関する周知用チラシ(船員保険)	平成18年8月	船舶所有者 地方運輸局 被保険者 等	約10千部	社会保険事務所等より郵送等	医療制度改正の内容について、船舶所有者等に対し、周知を図る。
	①-2 医療制度改正に関する周知用チラシ(健康保険)	平成18年8月 平成19年2月	事業主	約1,718千部	納入告知書に同封	医療制度改正の内容について、事業主に対し、周知を図る。
	②キッズページの創設(ホームページ)	平成18年8月	子供	—	ホームページからアクセス	・社会保険制度の概要(わかりやすい言葉で説明・文字を少なくし図解による説明)
	③健康保険のお知らせ(周知用チラシ)	平成18年9月	被保険者	約20,228千部	被扶養者調書等に同封	・健康保険の給付や保健事業の取組について、被保険者に対し周知を図る。
	④労働保険との徴収事務の一元化の推進の周知用リーフレット	平成18年9月	事業主	約1,630千部	納入告知書に同封	・社会保険・労働保険徴収事務センターで行う新たな実施事務について、事業主に対し周知を図る。
	⑤外国人向け制度周知用リーフレット	平成18年10月	事業主等	約89千部	社会保険事務所、JITCO等に配布	・外国人の適用について、事業主等に対し、正しい情報の周知を図る。 ・事業主の理解が得られるような内容とする。 ・該当者の理解が得られるような内容とする。 (日本における就業が多いと考えられる7カ国程度の言語による表記を併せて行う。)
	⑥-1 介護保険料率の改定に係る周知用リーフレット(事業主用)	平成19年2月	事業主	約1,718千部	納入告知書に同封	・介護保険料率の変更について、事業主に対し、周知を図る。
	⑥-2 介護保険料率の改定に係る周知用リーフレット(任意継続被保険者用)	平成19年2月	任意継続被保険者	約524千部	納入告知書に同封	・介護保険料率の変更について、任意継続被保険者に対し、周知を図る。

区分	事項：広報媒体	広報時期	対象者	配布予定部数	配布方法	訴求ポイント
	⑥-3介護保険料率の改定に係る周知用リーフレット(船舶所有者)	平成19年2月	船舶所有者	約7千部	納入告知書に同封	・介護保険料率の変更について、船舶所有者に対し、周知を図る。
	⑥-4介護保険料率の改定に係る周知用リーフレット(疾病任意継続被保険者)	平成19年2月	疾病任意継続被保険者	約6千部	納入告知書に同封	・介護保険料率の変更について、疾病任意継続被保険者に対し、周知を図る。
	⑥-5介護保険料率の改定に係る周知用リーフレット(健康保険法第3条第2項被保険者を雇用する事業主用)	平成19年2月	健康保険法第3条第2項被保険者を雇用する事業主	約5千部	社会保険事務所より郵送等	・介護保険料率の変更について、健康保険法第3条第2項被保険者を雇用する事業主に対し、周知を図る。
2 C型肝炎・エイズ予防対策に係る広報	⑦エイズ予防対策リーフレット	平成19年2月	被保険者	約300千部	若年層も参加する健康教育、健康づくり促進事業において配付	・エイズに対する正しい知識の普及啓発を行い、感染の予防を図る。
	⑧C型肝炎対策パンフレット	平成19年3月	事業主	約1,718千部	社会保険事務所より郵送等	・C型肝炎に対する正しい知識の普及啓発を図る。